

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年9月28日 開会時間・午前・午後1時44分 閉会時間・午前・午後2時10分
出席者	後藤 國弘 川柳 雅裕 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年第5回定例会の日程について ○ 市議会タブレット端末の運用について ○ その他 	

【開会=午後 1 時 4 4 分】

後藤國弘委員長

議会運営委員会を開会いたします。本日の審議事項はお手元に配付した通りであります。12月定例会の日程についてであります。事務局長から説明願います。

議会事務局長

それでは、執行部と日程の調整をしました結果、初日は令和5年11月29日水曜日になります。その関係で議会運営委員会につきましては招集の4日前となっておりますので、令和5年11月24日金曜日の予定となります。このように日程を調整しましたのでよろしくお願いいたします。これを踏まえまして、11月1日発行の議会だよりでございますが、市議会を傍聴しましょう、次回の定例会は11月29日午前10時開会の予定ですと掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

後藤國弘委員長

よろしいでしょうか。

(異議なし)

後藤國弘委員長

それでは、そのように取り計らうことといたします。
次に、市議会タブレット端末の運用について協議したいと思えます。今定例会においては初めての運用ということで、紙との併用で行いましたが、次回12月定例会から完全ペーパーレスで運用したいと考えます。まず、現時点において完全ペーパーレス化への課題や各自が考える方策など、例えば議場での説明や質問、答弁の話す速度に配慮する、議事の開始に当たり、データを開くリードタイムを作るなど、運営等の関係に論点を絞り、取りまとめたいと考えております。お手元に調査シートをお配りしております。委員において意見などがありましたらご発言願います。

南谷佳寛委員

全くのペーパーレスになるわけですね。

後藤國弘委員長

はい。

山田委員

結論から言うと、私なんかは全く今まで使ったことがない、これを覚えることには前に進めんのか、あるいは何もやらんでもいいのか。

後藤國弘委員長

この点に関してはいろんな意見がありますけど。

野口委員	<p>私が議会改革特別委員会のときに決定した事項なんですけど、慣れていただくと。</p>
山田委員	<p>もちろん慣れなあかんけど、今の若い子のレベルでは、今まで使ってないんで。</p>
野口委員	<p>結構苦手だという議員さん結構いらっしゃったので、先進自治体とか見ても、飛騨市もそうだったんですけど、嫌やなと思いつながらでも触っていただくと、自然に慣れるものですから、その辺もお願いしたいと思いますし、タブレットから印刷していただいても別に問題はないですもんね、ご自宅で。市役所はペーパーレス化ということですけど、別に紙がいいという方はデータがあるので、ご自宅とかで会派室に印刷機があればそこでコピーしていただくのも結構だと思いますので、慣れていただくことが大事なんじゃないかと思います。以上です。</p>
後藤國弘委員長	<p>議会改革特別委員会の方でこういうふうに決めてありますので、このように進めていきたいと思います。先ほど野口委員も言われたように、データとしてはこの中に、タブレットの中にあるんですけど、どうしても紙がいいという方は、何らかいような方法がありますので、ご自身で紙で打ち出していただければ出てくるかなと、そう思っております。私も大事なところだけはペーパーで打ち出そうと思っておりますので、そういう対応をしていただければいいかなと思います。他に何かございますでしょうか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>議長、よろしく申し上げます。</p>
藤川議長	<p>確認とともにお願いもあるんですが、完全ペーパーレスにしていくために、その対応についてこれからご協議を願う、今紙が配られましたけれども、委員の皆さんにおかれましては、その過程の中で、通告をどうするかということについてもご協議を願えたらと思います。一度プリントアウトしてから紙で持ってくるのか、タブレットから直接送れるのか、送るとしたらより送りやすい方法はないのか、タブレット同士の通信とか、そういった通信機能ないし、そういったものを使って提出できるかということについて</p>

ご協議を願いたいと思いますし、また通告書には昔ながらの習慣だと思うんですけど、黒のボールペンか印字というふうに指定があって、完全ペーパーレスになるとボールペンという指定は必要なくなると思いますので、ある議員から指摘を受けておるんですけど、そういったペーパーレスに移行するにあたってなじまない様式についての見直しもご検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

後藤國弘委員長

先ほど言いました、このペーパーレスに対応してのシートですけど、全議員に依頼するために議長さんの方へお願いしたいと思います。それから、今後12月定例会前までにシートを取りまとめて、完全ペーパーレス対応に向けて委員会を開催し、協議したいと思います。改めて皆さんにご連絡いたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

その他、議会運営委員会で何かありましたら。

野口委員

先ほどの全協で、ちょっとよくわからんですけど、録音あったじゃないですか、栗津議員が録音したというやつ、あれは事実確認をするために録音して提供されたんだと思うんですけど。これというのは、本人の確認というのは必要なんですよ。そこだけちょっとはっきりさせておきたい。私は録音したりとかしませんけど、別に、なんか録音されたら嫌だなというのがあって、今は撮影とか禁止されているでしょ、庁内は。録音はOKなの、出てるじゃない、デジタルサイネージなんか。外部の者、それじゃあ議員は、議長とか副議長とかいろいろあれですけど、黙って録音とかしてもいいということなのか、その辺をちょっとはっきりさせておきたいと思って。

後藤國弘委員長

規則的なことは私もちょっとよくわからなかったもので、先ほどの話の中では、当然録音するなら相手の許可を得てしていただくのが倫理だと思うので、録音します、よろしいですかという一言がないといけないと思いますし、録音したものを個人でもう1回聞き直してやるという分には別に私自身も問題ないと思いますけども、全協とか議会とかそういうところに公の場に出すとなれば、当然録音された方も、黙って録音されたものを出すわけですから、いい気はしませんので、その辺のルール付けをしてほしいというふうに先ほどは発言したままであります。録音に関する何かルールみたいなのはありますか。

議会総務課課長 補佐	<p>庁舎内での撮影の注意に関しましては、旧庁舎の関係で見学者が多い中、庁舎管理規則に反して無断の撮影行為が散見された、増えてきたというところの中で、いわゆる規則上、関係のない立ち入り、あるいは撮影行為等々については管理者の許可があるということの周知と併せて庁舎管理者において、現在も注意を促しているというところになります。録音、録画撮影に関しては、いわゆるメディアの取材行為も含めまして、これも庁舎管理規則の中で一定の許可が必要な行為となりますので、それに関しては、勝手にしていただくということに関しては良くない話ということになります。ちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、いわゆる無断の録音なり撮影の行為は、いわゆる市民の平穏な生活を脅かす行為として、一般的には県条例レベルというところの迷惑行為ということで定義されていることでもありますので、議場も含めて羽島市庁舎に同居する施設である以上、いわゆる庁舎管理規則の適応を受けることにもなりますし、岐阜県内に所在する以上、岐阜県迷惑防止条例の適用も受けますので、そういうことをそれぞれが十分に理解した中で行為をしていただきたいということになるかと思えます。</p>
野口委員	<p>全協で流されましたね、9月5日にいただいた資料とかもホームページに載るわけでしょ、議事録と一緒に載らないの、載らないということは、あの音声も載せないということだよ、全協の場でテープを流しているわけだから。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>現在、委員会、全員協議会を含む委員会等の会議録の資料については掲載しておりません。もう一つ、録音再生の部分に関しましては、本会議同様、発言そのものではありませんので、それについては会議録には掲載されません。</p>
野口委員	<p>わかりました。何か腑に落ちない。全協で資料をもとに協議していて、議事録は載りますよね、これはわかるんですよ。だったら普通、こういったことも載せなきゃいけないだろうし、本来からすれば、音声データも載せなきゃいけないと思うんですよね。載せないというたらいいんですけど、ちょっと腑に落ちない。</p>
山田委員	<p>今の許可を得ずにとる問題なんですけど、これはやはりある程度人間である以上、お互いに疑いを持つわけですから、黙ってとって、自分の確認、基本的には。それを公開</p>

すると、何かこれが事件になれば当然証拠とかいうようなことで公開なんですけど、今回の栗津議員の話でもそうですし、議長の方からその証拠はという言葉が出されると、そうやってすぐ証拠はという話になるじゃないですか。そういうときに、自分を守るためにとったやつを出す、今回の場合は、どういうことか全協でみんなに出されたようなんですけど、一つのことを調べるために、こういう意見がありましたよというようなことを、要するに自分のためにとると、これを公開するということになる、これまた一つ問題があるかもわかりませんが、なかなか一つ難しい問題じゃないかなと思います。

野口委員

どこの委員会がちょっとわかりませんが、議員の録音とかについては、先ほど事務局お話しされましたけど、条例等々に触れる可能性があるんだったら徹底されるべきだと思います。

川柳委員

一般論ですけど、例えば皆さんでもそうなんだけど、何か犯罪に巻き込まれそうになったときとか、例えば不利な立場に置かれたときとか、例えばストーカー行為に遭ったときとか、弁護士はまず自分の守る術としては、録音とか記録とかということをお勧めします。そういう不利な立場もいろいろ人それぞれであって、自分が何かうまいこといかないというようなときにもそういう行為になることはあるかもしれないんですけど、私は自分の言ったこと、言われたことを間違いなく捉えるように録音するということは悪いことではないと思いますので。そして、そもそも私たちの一般質問の前の打ち合わせとかでは、職員さんが2、3人来て、録音機をポンと置いて録音されていくということは、何か執行部側の方で申し合わされているみたいで、最初は違和感あったんだけど、言った言わんの話にならなきゃいいなと思うので、録音されることに私は耐えてはいますけど、この庁舎の中にいる限り、録音されていかんようなことはそもそも言っていないので、私は気にする必要はないと思います。

野口委員

議長でもいいので、一言言ってくださいよ。条例に触れる可能性があるわけでしょ、県の。あんなのがまかり通ったらおかしいよね。犯罪は成立しなくても、モラルの問題なんじゃないのと思います。

議会総務課課長 補佐	その点に関しましては、あくまでも相手方があつての話になりますので、当然相手方の承諾あるいは何らかの、ちょっと専門的な言い方になってしまいますが、いわゆる推定的承諾、録音機を机に置かれるという話がありましたが、置いたときに拒否しなければ推定的に承諾があつた、あるいは明示的にとらせていただきますということがあれば確定的な承諾があつた、それらのないところでとられることに関しては、全く承諾があつたとは言えない可能性もありますので、いわゆるそういう部分がないようにというところから、改めて認識をしていただく必要があるんじゃないかというふうに考えられます。
山田委員	あくまでこれは庁内の話、外なら別にいいわけか、黙ってとるのは。
議会総務課課長 補佐	今は庁舎内の話というところで認識しております。
山田委員	例えば、執行部にとっていきますよね、それをとってもらふ必要ないと拒否したら、本当にとらんですか。一般質問の打ち合わせか何かのとき。
議会総務課課長 補佐	一般質問、質疑の関係含めて、執行側が多分皆さんの質問なり質疑の意図、意味を確認するために何らか接触してくるということの中で録音されるということになるかと思うのですが、これに関しましては、執行部側がどのように対応するかというところの範疇になってきますので、これに関しては、こちらからするなということを直接執行部側に言うことはなかなか難しいところがありますので、とりあえず嫌だということであれば、そのときに申し出ていただければいいかと思えます。
後藤國弘委員長	これに関しては、他市の事例等も含めて、私が先ほどの全員協議会で一番最初に述べたのは、許可もなしに勝手に録音されたものを公の場に出していいのかどうかという疑問を投げかけただけで、許可がないものに関しての録音はやはり公の場に出してはまずいと思うわけです。非常に気分が悪いです。許可なく録音されるなんてことは、机の上に録音機を出して、録音しますよと言っただけであれば、そのように発言するし、それは別に認めたことになりますけど、そのことについて、ちょっと何らかの対策をお願い

山田委員	<p>しますという話をしたわけでありますので、こういうことに関しては、他市にこういう事例があるかどうかは全然わかりませんが、一旦事務局の方で調べていただいて、次回の議題としたいと思えますけど、どうでしょうか。了解を取ってもらえれば別に問題ない話だと思うんですけど、そういう場ではないので。</p> <p>そういう場ではないと言うけど、今日の全協の話でも、言った言わんの話なんですよ。みんなが本当に正直ならいいんですよ。そういう問題があるからこういう話になるわけですから、自分を守るためにはとりあえず、ただ公に出すことについては、これはみんなに協議というのか、今回の場合は議長がそう判断してみえるわけですから、こういう事態が起きたわけでしょう。</p>
藤川議長	<p>私の名前が挙がりましたので申し上げますが、粟津議員が許可を取っていたかいなかったか、証拠として提出された録音の音源について、許可を取って録音していたか許可を取らずに録音したかということは、私は把握できません。できない中で、もちろん許可を取っていたんだろうと思って、証拠として出てきた以上は、そのように認識して皆さんにお聞きをいただいたわけですから、ただそれだけのことであります。</p>
山田委員	<p>だから、今、委員長が言うように、公開していいのかわかるとは、今回の場合でも議長が判断したわけですよ。だからなったんですよ。</p>
藤川議長	<p>ちゃんと許可を取った録音音源であれば何も問題ないんですよ。</p>
山田委員	<p>取ったか取らんかったかではなしに、今、委員長も言っ取るのは、全協でそんなもん流していいかという話なんですよ。そのことについて私は言っているだけで。</p>
南谷佳寛委員	<p>粟津議員は自分を守るためとかと言われましたけど、1カ月前の話がどうのこうのとそのときに言って、それを正当化しようなんて思って変な録音をして、「俺のこと調べてとらんか」と聞いて、「調べとらん」と言ったら、それが9月の半ば頃の発言にすり替えられて、言っとらんやないかと、それを市長が嘘言っとるやないかと、そんなことに</p>

野口委員	<p>使われる録音を勝手に今日の全協で流されるのもとても心外なことです。</p> <p>過去に起こってしまったものは遡ることはできないので、どうしようもないので、これからどうするかですよ。今日、全協でテープが流された。後藤議員からどうしてとクエスチョンが出たというところからの問題提起なので、別に委員長言われるように、先進自治体等々調べていくというのは、私は全然問題ないと思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>とりあえず、本件に関しては、ここでうんぬんという話ではなくて、今後どうしていくかは今後の議題としたいと思いますし、事務局の方も先進事例を調べていただき、それで議会運営委員会でやるなり、全協でやるなり、議会改革特別委員会でやるなり、その辺をきちっと判断して今後の対応を決めていきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>その他何かございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>大変長時間になりましたけれども、議会運営委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午後２時１０分】</p>